

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会実習生受入要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）における実習生等を受け入れることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、実習生等とは学校法人等から依頼された実習生、研修生及び小中学校教員免許取得希望者をいう。

(実習生等の受入)

第3条 実習生等の受入は、千曲市出身者とする。但し、本会会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 実習生等の受け入れを依頼する者（以下「実習依頼者」という。）は、当該実習期間、内容等を明記した実習計画書を提出するものとする。

3 前項による実習計画書の提出があった場合は、当該実習計画書の内容及び本会の業務運営等を勘案して受け入れの可否を決定する。

(実習生等の健康診断)

第4条 実習生等の受け入れにあたっては、必要に応じ当該実習依頼者の検便による細菌検査結果等の報告書の提出及び、学校における予防すべき伝染病として規定されている麻しんの罹患歴及び予防接種歴の確認を求めることができるものとする。

(実習の契約)

第5条 実習の委託契約については、実習依頼者が作成した契約書により、双方合意のうえ契約するものとする。

(実習場所)

第6条 実習の場所は、本会事務所、介護保険事業所及び児童館・児童センター等の施設とする。

(実習中の事故等)

第7条 実習生等が実習中（通勤を含む）の事故については、実習生等が加入する保険で対応するものとする。但し、本会の瑕疵による事故については、本会の保険により対応するものとする。

(実習の委託金等)

第8条 実習の委託金については、実習内容にかかわらず、1日（6時間から8時間。同行訪問の場合は、1日の予定訪問回数で1日。）あたり2,000円とする。ただし、食事の提供があった場合は別途実費徴収とする。

2 実習依頼者の規定による実習費が設けられている場合は、両者相談のうえ決定するものとする。

3 委託料の支払については、実習が終了次第実習依頼者に所定の請求書等を提出し、支払を求めるものとする。なお、この支払については、本会の口座に振り込むものとする。

(実習生等の信用失墜行為等)

第9条 実習生等が契約事項等に違反し、若しくは本会実習生等としてふさわしくない行為があったとき又は本会の信用失墜に関する行為があると認められた場合は、実習生等の実習を停止させ、又は実習受入の許可を取り消すことが出来る。

(守秘義務)

第10条 実習生等が実習中に知り得た個人情報はずべて守秘義務とし、実習期間終了後

も同様とする。

2 本会会長は、前項の履行にあたり実習生等より誓約書の提出を求めることができる。
(その他)

第11条 その他実習生等の受入に関し、疑義等が生じた場合は、本会と実習依頼者で協議のうえ決定するものとする。

付 則

この要綱は、平成27年1月6日から施行する。